

「公印省略」

14 健 疾 第 2 9 4 号
平成 14 年 1 2 月 2 7 日

福岡県病院協会 会長
福岡県歯科医師会 会長
各郡市医師会 会長
各医療機関の 長
福岡県社会保険診療報酬支払基金の 長
福岡県国民健康保険連合会 理事長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課疾病対策係)

特定疾患治療研究事業における平成 14 年度末継続事務取り扱いについて

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より特定疾患医療受給者証の有効期間について別紙のとおり通知がありました。

つきましては、平成 14 年度の継続事務取り扱いについては、下記のとおりといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 特定疾患医療受給者証について

有効期間を平成 15 年 9 月 30 日まで延長します。

現在受給者が所持している平成 14 年度特定疾患医療受給者証の有効期間の終期（平成 15 年 3 月 31 日）については、そのまま平成 15 年 9 月 30 日と読みかえるものとする。この受給者には、継続申請の受付時審査により、不承認になった受給者も含むものとする。（ただし、難治性肝炎のうち劇症肝炎および重症急性膵炎の受給者についてはこの取り扱いから除外する。）

2 平成 14 年度継続個人票年度対象者より臨床調査個人票に記載依頼を受けた場合

(1) 平成 15 年 10 月 1 日より新制度が施行され、診断基準、臨床調査個人票が改正される予定であるため、今回は記載は行わない。

(2) 既に記載した臨床調査個人票の検査内容につきましては、各受付窓口において申請書類を受付後、新制度の基準に沿って 10 月の更新審査時に使用します。（新制度における記載項目不足分については後日追加して提出を依頼する予定です。）

また、提出された臨床調査個人票の症状より 10 月の制度改正時に病状悪化する場合が考えられるため、診断基準を満たしていない場合には、健康対策課より主治医に病状の確認を行います。

3 その他

改正の内容については詳細がわかり次第、別途お知らせします。

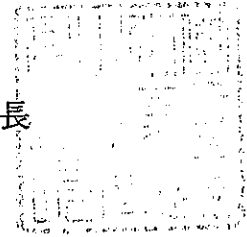


健 発 第 1224001 号

平成 14 年 12 月 24 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



特定疾患治療研究事業における特定疾患医療受給者証の
有効期間について

標記については、昭和 48 年 4 月 17 日衛発第 242 号公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」により行われているところであるが、平成 15 年 10 月 1 日を目途に、同通知の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の一部を改正し、患者一部負担の見直し等を実施すべく、今後、平成 15 年度予算の国会審議状況を見極めながら準備を進めていくこととしている。

ついては、特定疾患医療受給者証の平成 15 年度の例年どおりの更新手続き（平成 15 年 3 月）に引き続き同年 10 月の制度改正に伴う更新手続きを相次いで行うことは、患者及び貴職に多大の負担を強いることとなるため、平成 14 年度の特定疾患医療受給者証については、実施要綱第 6 前段の規定にかかわらず平成 15 年 9 月末日まで延長して差し支えないものとするので、対象患者への周知及び関係機関との連携を図り、遺漏のないようお取り計らい願いたい。

